

# オルタナティブ投資に係るLPSスキームの取り組み

| 区分   | 議決 | 対象範囲  | オルタナティブ資産 |
|--|----|---|-----------|
| <p><b>エグゼクティブサマリー</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オルタナティブ投資を行う場合に活用されるLPS（リミテッドパートナーシップ）については、社会保障審議会年金部会などにおける議論を経て、昨年9月に行われた政令改正により、本法人による運用の対象となる有価証券に加えられた。これを受けて、第5回経営委員会における審議を経、第6回経営委員会にて、当法人において来年度よりLPS投資を取り入れるルールにつき議決されたもの。</li> </ul>  |    |   |           |
| <p><b>バックグラウンド</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率的な投資を行うためにLPSへの直接投資を可能とする枠組について議論が重ねられ、昨年9月に政令改正が行われた。</li> <li>LPS投資スキームの導入理由・メリット等について第5回経営委員会において審議され、第6回経営委員会にて、来年度よりLPS投資を開始することについて議論の上、LPS取り組みのルールが議決された。</li> <li>LPS投資を開始するのに必要な人員体制の整備や経費については、平成30年度計画の予算と一緒に第7回以降の経営委員会にて審議、議決することとされた。</li> </ul> |    | <p><b>フィードバック期間及び検証方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>の運用リスク管理委員会でLPS投資の状況報告。</li> <li>四半期ごとに経営委員会で案件進捗を報告。</li> </ul> |           |
| <p><b>戦略プラン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当初段階では、人材の追加配置を最低限に抑え、機関投資家との共同投資機会を捕捉することを中心に活用。</li> <li>中長期的には、上記の共同投資機会の増加や、個別LPS（ファンド）への直接投資機会の獲得のために人員体制を徐々に整備し、運用手法の多様化に資する。</li> </ul>  |    | <p><b>便益及びリスク</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>便益：運用手法の多様化</li> <li>リスク：オペレーションに関するリスク</li> </ul>                       |           |
|  |    | <p><b>KPI</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>LPS投資の件数推移</li> </ul>  |           |
|  |    | <p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>  |           |

# LPS出資に関するルール

業務方法書の規定ぶり等については厚生労働省と調整中

＜政令改正に対応する規程類の整備(案)＞

- 政令に織り込み済の、銘柄を特定する投資事業有限責任組合(LPS)契約の除外以外の要件については、以下のような内容を業務方法書にて規定する。

【業務方法書で規定(大臣が認可後、公表)】

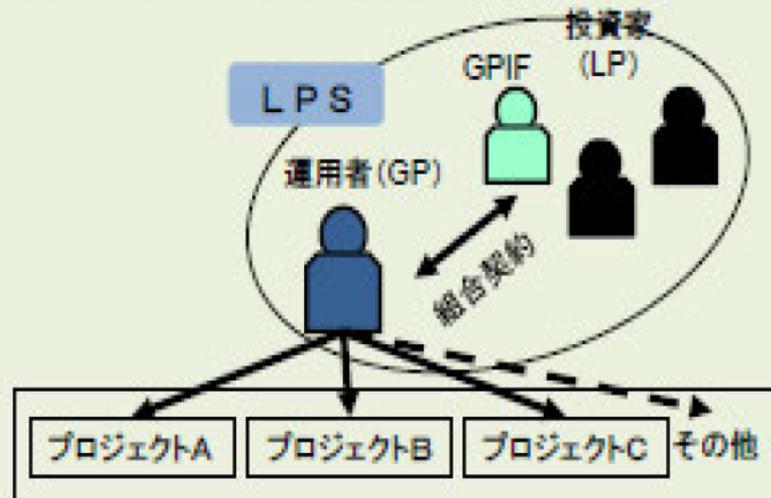
## 要件① 特定の案件への投資の回避

- 政令にて規定されている、予め投資先として特定したプロジェクトに投資するLPSへの出資を除外することに加え、形式的には特定のプロジェクトを名指したものではないものの、契約内容から、特定の個別プロジェクトのみに投資することを目的に組成されることが分かっているものを除外する。

(第39回社会保障審議会年金部会資料より)

## ○ 今回対象とする

出資≠特定の案件の投資判断

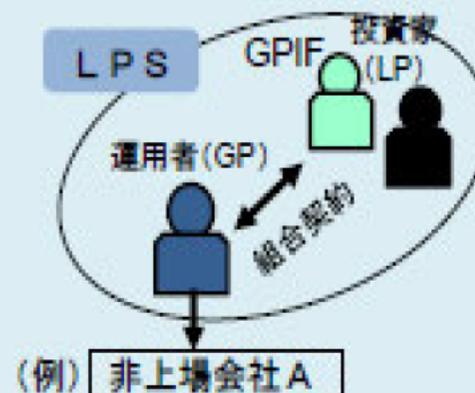


## × 今回対象としない

＜業務方法書(大臣認可)で除外＞

出資≠特定の案件の投資判断

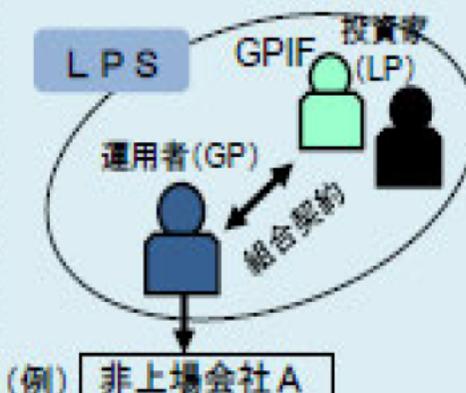
※特定の個別プロジェクトのみに投資することを目的とするもの



＜政令で除外＞

出資=特定の案件の投資判断

※予め投資先として特定したプロジェクトに投資するもの



# LPS出資に関するルール

業務方法書の規定ぶり等については厚生労働省と調整中

## 要件② レピュテーションリスクの回避

○ GPIFが個別案件について、支配的な地位に立つことを避けることで、投資対象案件で不祥事等が生じた場合のレピュテーションリスクを回避する。

そのため、GPIFの投資分は、LPSの投資対象となる個々の案件について50%以下とする。(原則、有価証券の種類ごとに50%以下)

○ ただし、GPIFが対象案件について支配的な地位にないことが明確な場合は、例外的に投資可能とする(経営委員会で事前に審議)

例1) ①議決権の保有割合が50%以下であり、②その保有する有価証券の総額が当該対象案件の全有価証券の総額の50%以下である場合に、債券等(特定目的会社の特定社債券やメザニンなど)の50%超を保有する場合

例2) 複数の案件から構成されるが、一体的に進められているプロジェクトについて、その一部分に投資する場合であって、プロジェクト全体から見ればGPIFが支配的な地位にないことが明らかな場合(一体的に進められているプロジェクト全体で見て50%以下の出資にとどまっている)

(第39回社会保障審議会年金部会資料より)

### ○ 今回対象とするもの

投資対象案件について、50%超の持分を保有しない場合



### × 今回対象としない

投資対象案件について、50%超の持分を保有する場合は不可



## 要件③ 不動産投資の取扱い

- GPIFの参加するLPSが不動産を直接保有しない  
⇒ 証券化された不動産への投資は可能

## 要件④ 適正手続き、透明性の確保

- 経営委員会への事前及び事後の報告を行う  
(一定規模以下の場合は事後の報告のみでも可)  
⇒ 規模に関する基準については管理運用業務の議決事項の整理に従うとはどうか。
- LPSを組成した場合は、投資対象分野など必要な情報を開示する  
⇒ 開示する情報の内容、範囲については経営委員会での審議を経て決定するとはどうか。

## (参考) 政令改正の内容 (LPS関係) (抜粋)

### ●年金積立金管理運用独立行政法人法施行令(抄)(平成16年政令第366号)

(運用の対象となる有価証券)

第十条 法第二十一条第一項第一号の政令で定める有価証券は、次のとおりとする。

一・二(略)

三 金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約(当該投資事業有限責任組合契約において営むことを約する事業においてその銘柄を特定しているものを除く。)に基づく権利(同法第二条第二項に規定する有限責任組合員として有するものに限る。)以下この号において同じ。)及び金融商品取引法第二条第二項第六号に掲げる権利(同項第五号に掲げる権利に類するものに限る。)であって、同項の規定により有価証券とみなされるもの

イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第一号に規定する株式会社の設立に際して発行する株式及び企業組合の設立に際しての持分

ロ 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第二号に規定する株式会社の発行する株式及び新株予約権並びに企業組合の持分

ハ 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第三号に規定する指定有価証券(次に掲げるものに限る。)

(1) 金融商品取引法第二条第一項第六号に掲げる出資証券

(2) 金融商品取引法第二条第一項第七号に掲げる優先出資証券

(3) 金融商品取引法第二条第一項第八号に掲げる優先出資証券及び新優先出資引受権を表示する証券

(4) 金融商品取引法第二条第一項第九号及び(1)から(3)までに掲げる有価証券並びに(5)に掲げる権利に係る同項第十九号に規定するオプションを表示する証券及び証書

(5) (1)から(3)までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であって、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

ニ 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第十一号に規定する外国法人の発行する株式、新株予約権及び指定有価証券(ハ(1)から(5)までに掲げるものに限る。)並びに外国法人の持分並びにこれらに類似するもの

2(略)